

## インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかることがある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間（発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで）は登校することができません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校するようしてください。また、お子様が回復し登校する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、学校へ提出してください。

## インフルエンザ経過報告書

1. 児童生徒名：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 (男・女)

2. 診断名：インフルエンザ (A・B・疑い等) ※いずれかに○をつけてください。

3. 受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

4. 受診日：令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

5. インフルエンザ発症後の経過

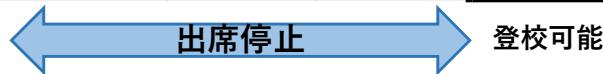
(1) 発症から5日を経過した日 ※発症日（0日目）は医師の指示のもと記入してください

発症日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



(2) 解熱から2日を経過した日 ※解熱日（0日目）は平熱に戻った日です

解熱日=0日目	1日目	2日目	3日目
月 日	月 日	月 日	月 日



(3) 登校可能日（再開）日：令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

※(1)(2)のうちの遅い方が登校可能日です

6. 特記事項（他の感染症の併発など）：

上記のとおり報告します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_印

学校確認欄	担任確認欄	養護教諭確認欄